

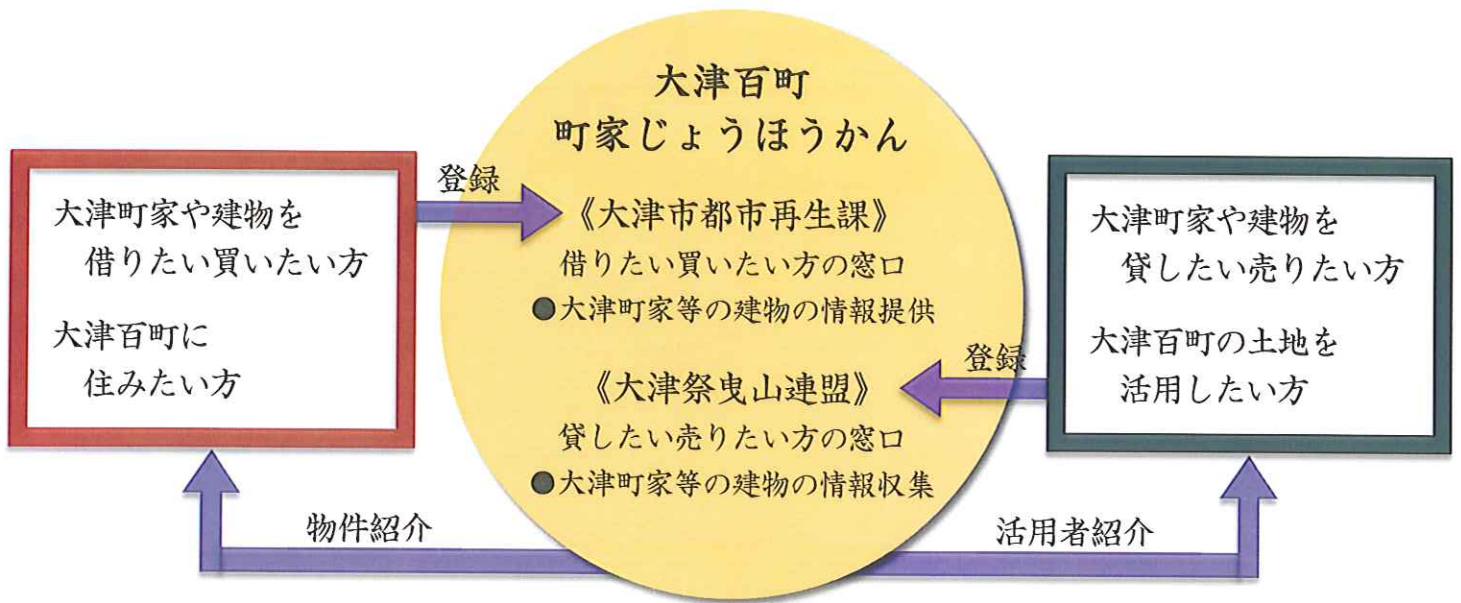
大津百町で

住まいや店をお探しの方へ

大津百町 町家じょうほうかん  
をご利用下さい

大津百町エリアで、大津町家や建物をお探しの方は、  
大津市 都市計画部 都市再生課 ☎ (077) 528-2501 まで

# ●町家じょうほうかんのしくみ



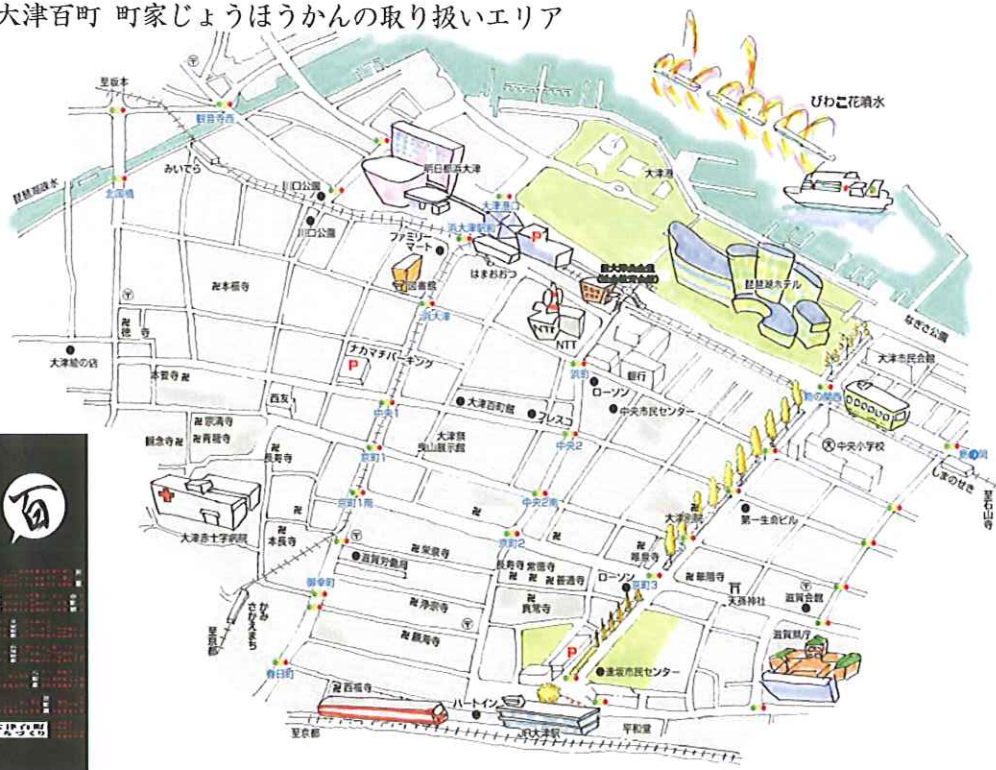
大津百町 町家じょうほうかんは、大津百町の魅力を伝え、町家の活用を行い、賑わいづくりをめざして、大津市とNPO法人大津祭曳山連盟が協働で運営するしくみです。

大津町家を中心に大津百町で住みたい方、お商売をしたい方に物件を紹介し、建物を貸したい方、売りたい方につなぎます。

物件紹介は、随時、空き町家や建物が登録されたら、条件が一致する方々に紹介をいたしますので、借りたい方、買いたい方は、大津市都市再生課に登録して下さい。

契約行為については、原則として、当事者間で行っていただきますが、町家じょうほうかんの専門家をご紹介することもできます。

## 大津百町 町家じょうほうかんの取り扱いエリア



大津百町・町家じょうほうかん

## 空き町家 見学会



空き町家等利用希望シート（町家活用者登録用）

番 号	※記入不要
氏 名	
住 所	
電 話 番 号	(自宅) (携帯番号)
メ ー ル	
F A X 番 号	
用 途	住居 ・ 店舗 ・ その他 ( )
賃貸又は購入 の種類	賃貸 ・ 購入 ・ その他 ( )
具体的な 活用方法	※どのように活用するか具体的にお書き下さい。
居住又は使用人数	大人： 人 / 子供： 人 計 人
活用希望時期	平成 年 月頃から
希望する金額	賃貸・・・月額 円 購入・・・ 円
※参考までに	※上記は現時点での希望金額です。正式な金額・条件等は今後の交渉により当事者間で決めていただきます。
その他条件	※広さ、ペットと一緒に住みたい等の気になる条件やその他所有者の方に対して聞いてみたいこと、確認したいことがありましたら記入下さい。
処理欄	※記入不要

※当シートは、大津百町エリアにおける空き町家等の物件情報の紹介をご希望される方に、登録をいただくためのものです。

※登録をさせていただく方については、登録者ご本人様が、実際に空き町家等に住まれる、または空き町家等で商売や地域活動等をされることを希望されている方に限らせていただきます。

※ご登録をいただく前に、必ず裏面をご確認下さい。

※当シートにご記入いただけましたら、下記宛にFAXまたはメールにて送付下さい。

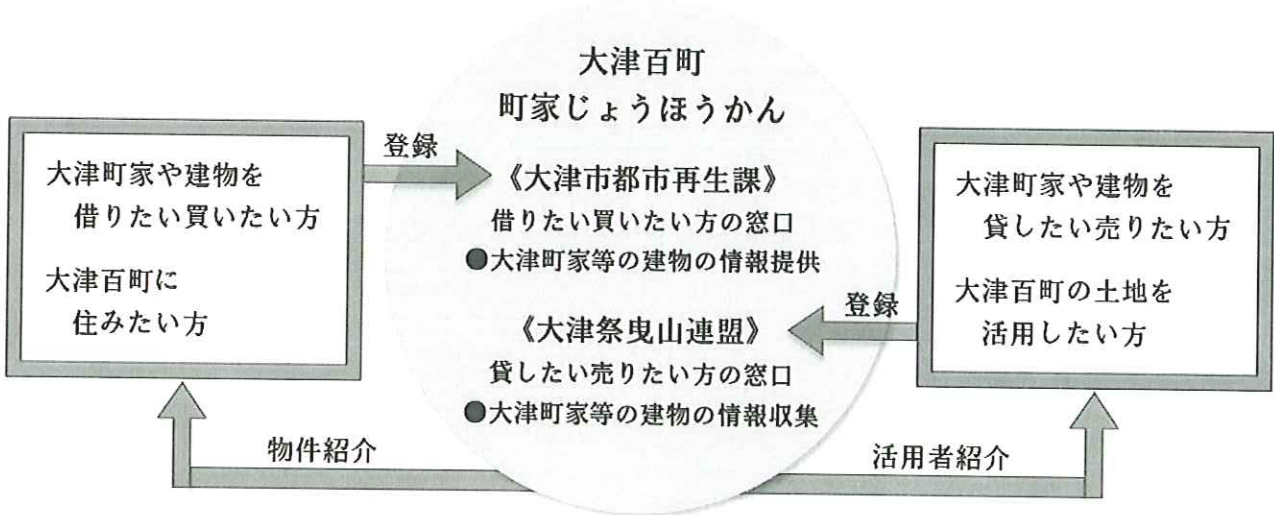
あて先：大津市都市再生課 問合せ：TEL077-528-2501

FAX：077-527-8758、メール：otsu1314@city.otsu.lg.jp

## ■『大津百町 町家じょうほうかん』とは？

大津百町 町家じょうほうかんは、大津町家の活用を通じて、大津百町の魅力を伝えるとともに賑わいづくりを目的として、大津町家などで住みたい、お商売をしたい方に空き物件情報を紹介するしくみです。大津町家は、この地域の暮らしの場、働く場であり、大津百町の繁栄を記す貴重な歴史資源です。この資源を守り育てていくため、大津市とNPO法人大津祭曳山連盟が安心して大津町家を活用いただけるように支援いたします。

## ■町家じょうほうかんの運営の仕組み



## ■登録後の進め方（予定）

### ①登録者の希望条件に合う物件情報が出てきた場合にご連絡いたします。

※同物件条件を複数の方がご希望されていた場合には、その方全員へ情報を提供いたします。  
※情報提供時期等は、不定期となりますがご容赦下さい。

### ②日時をご連絡させていただいた上で、対象物件を見学していただきます。

※複数の方が希望される場合は、その方全員で見学を行っていただきます。  
※その際に、表面の空き町家等利用希望シートを物件所有者に情報提供させていただきますので、ご了解下さい。

### ③その後、登録者と物件所有者とで個別に交渉等を進めていただきます。

## ■注意事項（重要）

- 『町家じょうほうかん』では、登録者と所有者の紹介を行うことを目的としています。
- 特定非営利活動法人大津祭曳山連盟及び大津市は、物件の取引について、賃貸・売買の斡旋及び仲介は行いません。物件に関する交渉や契約等は、登録者と物件所有者との双方で行っていただきます。トラブルが発生した場合は責任を負いかねますので予めご了承下さい。
- 取引の安全を期するため、不動産取引の専門家に依頼することをお勧めします。もし、専門家をご存じない場合は、町家じょうほうかんを通じて専門家をご紹介させていただきますことでもできますのでご相談下さい。